<助成金情報>

第 30 期プロ・ナトゥーラ・ファンド助成

国内外の自然環境保護のための、フィールドワークに基づいた 基礎的な研究や、地域に根ざした自然保護活動、特定のテー マに取り組むプロジェクトに対して助成を行います。

〔助成金額〕100万円~150万円

〔申込締切〕7月12日

【对象団体】 NPO法人

〔発信元〕(公財)自然保護助成基金

(U R L) http://www.pronaturajapan.com/

高齢者、障害者等の支援を目的とするボラン ティア活動に対する助成

高齢者と障がい者に対する、社会福祉のボランティア活動を積 極的に支援推進し、心豊かな社会づくりの実現に寄与すること を目的とし、国内において実施される、社会福祉のためのボラ ンティア活動に必要な各種器材に対する助成を行ないます。

〔助成金額〕限度額 900千円

〔申込締切〕7月19日

【对象団体】 市民活動団体

〔発信元〕(公財)車両競技公益資金記録財団

(U R L) http://www.vecof.or.jp/news/2019/05/post-5.html

大成建設自然·歷史環境基金

'人がいきいきとする環境を創造する'という大成建設グループ の理念を踏まえ、自然環境の保全や再生、歴史的建造物等の 歴史的・文化的な環境の保存などの活動、研究を応援します。

[助成金額] 1500万円(30件程度)

「申込締切〕7月31日

【対象団体】 市民活動団体

〔発信元〕大成建設自然·歷史環境基金

(U R L) http://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/html

まちづくり

地域貢献·地域活性化支援金事業

地域貢献・地域活性化に取り組むグループ・団体等の多様な 取り組みを表彰、普及支援することにより地域の活性化に貢献 していきます。

〔助成金額〕10万円~20万円

〔申込締切〕7月31日

【対象団体】 ΝΡΟ法人

〔発信元〕島根県農業協同組合(JALまね)

(U R L) http://ja-shimane.jp/archives/1154/

福祉•医療

住民参加型福祉活動資金助成

福祉および文化の向上に資することを目的に、主として障がい 児・者、高齢者などを対象として活動する NPO の支援、社会福 祉の学術文献表彰、学術研究・文化活動の助成などを行ない

〔助成金額〕1団体30万円を上限

〔申込締切〕7月19日

【対象団体】 NPO法人 市民活動団体

〔発信元〕(公財)損保ジャパン日本興亜福祉財団

(URL) http://www.sjnkwf.org/jyosei/juminsankagata.html

2019年度 社会福祉助成金

社会福祉に関する諸活動に対して援助を行い、国社会福祉の 向上に寄与することを目的とし、社会福祉に関する事業に対し て助成を行ないます。

〔助成金額〕1団体60万円を上限

〔申込締切〕7月31日

【対象団体】 NPO法人 市民活動団体

〔発信元〕(一財)松翁会

(U R L) http://shouohkai.or.jp/

環境 文化 プロジェクト未来遺産 2019

【対象事業】

①市民が主体となって地域の文化(建造物や遺跡等の有形、 演劇・技術・祭り等の無形文化)を守り継承するプロジェクト ②市民が主体となって自然(自然景観や生態系等)を守り継承

するプロジェクト ③自然災害からの自然・文化の復興をテーマとするプロジェクト

〔助成金額〕 応援金 20 万円贈呈

〔申込締切〕 8月5日

【対象団体】 NPO法人 市民活動団体

〔発信元〕(公社) ユネスコ協会連盟

[U R L] http://www.unesco.or.ip/mirai/

2019年度公益信託しまね女性ファンド助成事業(後期)

女性たちが主体的に企画・運営する事業を支援します。

〔助成金額〕対象経費の2/3(上限50万円)

〔申込締切〕 7月15日

【対象団体】 ΝΡΟ法人 市民活動団体

〔発信元〕 (公財)しまね女性センター

(U R L) http://www.asuterasu-shimane.or.ip

※各種助成金の詳細については、

発信元のホームページをご覧ください。

発行元:益田市市民活動支援センター TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708

益田市常盤町1番1号 益田市役所人口拡大課内

Eメール:npo@city.masuda.lg.jp





□ふるさと定住財団よりお知らせ

すぐに役立つ・ずっと役立つ!

1回だけの 参加もOK!

NPO法人事務局セミナー&事務力検定

定款の見直し 各種手続き ができる! ポイントを おさえる

NPO 会計 決算事務 がわかる! ワークで 覚えよう

雇用 給与計算 をマスター! 新しい情報も 仕入れよう

浜田:7/10(水) 出雲:

8/7 (1/k) 8 (木)

9/11(7k)12(木)

午前/9:30~12:30 (定款·登記) 午前/9:30~12:30 (NPO 会計) 午後/13:30~16:30(所轄庁) 午後/13:30~16:30(決算事務)午後/13:30~16:30(検定勉強会)

午前/9:30~12:30(労務)

15:00~16:00 (検定)

浜田会場:いわみぷらっと会議室

講 師:加藤 彰子氏(NPO 法人岡山 NPO センター)

参加費:セミナー 無料 検定 1.000円

定員:各回30名

お申込み方法

 \square WEB 「フレフレしまね 申込」で検索

下記の事項を記入の上お送り下さい

①所属団体名②参加者名③連絡先④受講理由

□Eメール chiiki@teiju.or.jp

件名を「事務局セミナー参加申込」にしてお送り下さい。

 $\sqcap F A X$ 0852 - 28 - 0692

【お問合せ】

(公財) ふるさと島根定住財団 地域活動支援課(吉留・八十・藤原)

TEL: 0852-28-0690

対象

NPOの事務局スタッフ

・運営に関わる方

・会計や労務担当になったばかりの方

NPO事務の基本から学びたい方

締切り 各開催日の5日前

事業報告書等の期限内未提出NPO法人への対応について

- ①市長は、事業報告書等の提出期限の翌日から2月を経過した日において、事業報告書等を提出してい ない法人があるときは、代表権を持つ理事(以下「代表理事」)及び全ての監事に対し、過料に関する 規定を明記した督促書を送付します。
- ②市長は、督促書を送付した日の翌日から 2月を経過した日において事業報告書等を提出していない法 人があるときは、全ての理事及び監事に対し、過料事件の通知を行う旨を明記した督促書を送付 します。
- ※②の督促書は、代表理事の住所又は居所(以下「住所」)に送付するものにあっては特定記録郵便に より、代表理事を除く全ての理事及び監事の住所に送付するものにあっては普通郵便により送付し ます。

③<過料事件の通知>

市長は、②の督促書を送付した日の翌日から1月を経過した日において事業報告書等を提出していな い法人があるときは、法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に対し、過料事件の通 知を行います。

④<認証の取消>

- 市長は、3事業年度にわたり事業報告書等を提出しない法人があるときは、法人の代表理事 について、行政手続法に基づく聴聞を行うとともに、設立認証の取消しに係る審理を行います。
- ・市長は、審理により法人の設立認証の取消しを決定したときは、設立認証を取り消す旨の通知文書 の原本を法人の主たる事務所の所在地に送付するとともに、通知文書の写しを法人の全ての理事及 び監事の住所に送付します。
- ※通知文書の原本及び写しは、原本の送付にあっては特定記録郵便により、写しの送付にあっては 普通郵便により送付します。

⑤<市民への情報提供>

市長は、設立認証の取消しを行ったときは、次に掲げる事項を 市ホームページに掲載し、市民に対して情報を公表します。

- (1) 当該法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2)代表権を持つ理事の氏名
- (3)認証の取消しに至った理由

事業報告書等の未 提出

過料に関する規定 を明記した督促

過料事件の通知を 行う旨を明記した 督促

地方裁判所に過料 事件の通知



事業報告書等の期限内未 提出NPO法人への対応が 定められています。

期限内に提出しましょう!



登録団体紹介~益田市市民活動養成塾~

益田市市民活動養成塾は、益田市及び周辺地域の市民活動を活性化さ せるために、担い手を育成することを目的とし、人権・文化に関する各種 講座を開催するなど様々な活動を行っている団体です。

6月19日(水)に益田市人権センターで行われた、益田市市民活動養 成塾による「益田事件」についての勉強会に参加しました。

今回のテーマである「益田事件」とは、終戦から 4 年経った 1949 年 (昭和24年)に益田町(現益田市)で起こった出来事のことです。

勉強会は約1時間半行われ、事件が起こった当時の歴史的背景や、益 田市史等に記述された「益田事件」についての内容と益田市による対応、 事件から見えてくる在日朝鮮人に対する課題について、福原さん(益田市 市民活動養成塾代表)からお話を聞きました。

今回初めて勉強会に参加させていただきましたが、過去にあった出来 事をそのままにせず、そこから教訓を得て、これから先にどう活かすの か、どう広めていくのかが大切だと感じました。

市民活動支援センターは、今後も益田市市民活動養成塾の活動を応援 していきます!





イベント情報 NPO-MASUDA

シニアのための寺子屋「什やき学園」特別講座 『人生 100 年時代の終活」

令和元年7月13日(土) 14:00~15:30 益田市立図書館 2階 視聴覚室 入場無料 講師 幸田 洋子 氏

「けやき学園」はシニアのための講座です。

【問い合わせ先】 NPO-MASUDA

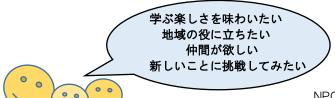
TEL 070-3773-3860 emeil npomasuda@outlook.jp



シニアのための寺子屋

けやき学園受講生募集

1期6ヶ月12回の講座で8科目を研修します。バラエティー にとんだ内容の中から、あなたのお得意、お気に入りを見つけ てください。見つけたお得意、お気に入りを続けたい方はご自 身で継続するための教室、あるいはクラブを開設されるお手伝 いをいたします。高齢になってもスマホやデジカメを使いこな したい、飲食店やコンビニでタッチパネルやキヤッシュレス決 済に挑戦したい方、是非受講してみてください。



申し込みは、

8月1日より

開校日: 2019年9月4日(水) 会場: 益田市市民学習センター

定員:10名程度

受講料:18,000円(1期6ヶ月分)

講座例

気孔

·携帯電話活用術

・デジカメ教室

· 簡単英会話

·表現力講座

・ 健康マージャン

·次世代伝承 歌声サロン

NPO-MASUDA

TEL 070-3773-3860 emeil npomasuda@outlook.jp